

交通臨海部活性化特別委員会 令和4年 11 月 16 日
都市基盤整備部 資料8番
所管 都市基盤管理課

大田区コミュニティサイクル事業の本格実施について

大田区コミュニティサイクル事業の本格実施にあたり、「大田区コミュニティサイクル事業の検証実施要綱」及び「大田区コミュニティサイクル事業の検証実施に関する基本協定書」を「大田区コミュニティサイクル事業の実施要綱」及び「大田区コミュニティサイクル事業に関する基本協定書」に改め、株式会社ドコモ・バイクシェアと新たに協定を締結する。

1 主な変更点

- (1) 大田区コミュニティサイクル事業実施要綱（案）  
役割分担の規定を明記
- (2) 大田区コミュニティサイクル事業に関する基本協定書（案）
  - ア 別途締結していた単年度の協定内容を包含
  - イ 検証実施を通して本格実施に必要な運営水準の整理

2 協定締結日

令和4年12月15日（予定）

3 別添資料

- (1) 大田区コミュニティサイクル事業実施要綱（案）
- (2) 大田区コミュニティサイクル事業に関する基本協定書（案）

(案)

大田区コミュニティサイクル事業の実施要綱

令和4年 月 日4都都発第 号区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大田区コミュニティサイクル事業の円滑な実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 大田区コミュニティサイクル事業 区内のサイクルポートにおいて、どこにでも貸出し・返却ができる自転車の貸出事業（以下「本事業」という。）をいう。
- (2) サイクルポート 自転車を貸出し、又は返却する駐輪場所をいう。
- (3) サイクルポート設備 サイクルラック（自転車を整理して駐輪するための設備のことをいう。）、自転車の返却装置その他これらに付随するもの一式をいう。
- (4) サイクルポート用地 サイクルポートに使用するための用地をいう。

(運営事業者等)

第3条 本事業に係る運営は、協定を締結した運営事業者により実施するものとする。

(役割分担)

第4条 大田区は、本事業の実施主体となり、次に掲げる事項について役割を担う。

- (1) 本事業の統括
- (2) 本事業に係る運営の快適な利用環境の維持及び向上を図るための改善策等に関する検討
- (3) その他協定で定めるもの

2 運営事業者は、本事業の運営主体となり、次に掲げる事項について役割を担う。

- (1) 私有地を中心とするサイクルポートを設置するための用地の確保
- (2) 本事業に係る運営の管理運営業務全般の構築、運用、保守、改善等
- (3) 本事業に係る運営の快適な利用環境の維持及び向上を図るための改善策等に関する検討及び実施
- (4) その他協定で定めるもの

(実施期間)

第5条 本事業は、運営事業者との協定締結により開始し、協定の終了に伴い、終了するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本事業を所掌する部長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

(案)

## 大田区コミュニティサイクル事業に関する基本協定書

大田区（以下「甲」という。）と株式会社ドコモ・バイクシェア（以下「乙」という。）とは、甲と乙が協働して実施する大田区コミュニティサイクル事業（以下「本事業」という。）について、令和4年4月1日付で締結した「自転車シェアリング広域連携に関する実施協定書（以下「広域連携実施協定」という。）」第10条に基づき、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業におけるサービス（以下「本サービス」という。）の安全かつ快適な利用環境の維持向上を図るため、甲及び乙の役割分担、最低限度のサービス水準その他の必要な基本的事項に関して定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティサイクル事業 対象地区内に複数設置するサイクルポートにおいて、貸出しを受けたサイクルポート以外のサイクルポートにおいても自転車を返却することができる自転車の有料貸出事業をいう。
- (2) サイクルポート 自転車を貸出又は返却する場所をいう。
- (3) サイクルポート設備 サイクルラック、自転車の返却装置その他これらに付随するもの一式をいう。
- (4) サイクルポート用地 サイクルポートに使用するための用地をいう。

（役割分担）

第3条 甲は、本事業の実施主体となり、次に掲げる事項について役割を担う。

- (1) 本事業の統括
- (2) 公有地（公共施設、公園及び公道等）のサイクルポート用地の確保の支援
- (3) サイクルポートの設置等の乙が担う役割への協力
- (4) 本サービスの快適な利用環境の維持及び向上を図るための改善策等に関する検討
- (5) 本サービスの広報・利用促進
- (6) 各種安全対策の啓発に関する検討
- (7) 利用者アンケート等を含めた効果検証・改善策に関する乙との共同検討等の実施
- (8) その他、広域連携実施協定に規定するもの

2 乙は、本サービスの運営主体となり、次に掲げる事項について役割を担う。

- (1) 民有地を中心とするサイクルポートを設置するための用地の確保
- (2) 甲が担う役割への協力
- (3) 本サービスの管理運営業務全般の構築、運用、保守、改善等
- (4) 本サービスの快適な利用環境の維持及び向上を図るための改善策等に関する検討及び実施

(案)

- (5) 苦情及び事故を含むトラブル等の処理
  - (6) 各種安全対策の検討及び啓発活動
  - (7) 甲が提示する適正自転車台数以上の確保。なお、これについては、令和2年4月1日付けで締結した「大田区コミュニティサイクル事業の検証実施における適正自転車台数に関する覚書」で定めた事項を遵守すること。
  - (8) 甲が求めるGPSデータ等(GPSデータの解析・加工を除く。)の提供。ただし、守秘義務の関係等により提供が困難なものについては除く。
  - (9) 利用者アンケート等を含めた本サービスの効果検証・改善策に関する甲との共同検討等の実施
  - (10) 「自転車活用推進法」(平成28年12月16日法律第113号)に基づき、甲が行うコミュニティサイクル事業に関する取組みとの連携
  - (11) 地域団体や公共交通機関、商業・観光・産業施設等との共同施策や連携に向けた取組み
  - (12) 事業採算性の確保やサービスの質の向上及び事業の将来性・継続性の向上を目的として、本サービスと関連して乙が自主的に行う事業(以下「自主事業」という。)の実施検討。なお、実施に当たっては、甲乙協議の上、決定するものとする。
  - (13) 甲が出展等を求めるイベント及び乙の自主事業における、自転車の確保及び臨時のサイクルポートの設置。ただし、実施の有無や内容等については、甲乙協議の上、決定するものとする。
  - (14) 地域との交流・連携及び地域への還元等良好な関係づくりの推進
  - (15) 本サービスの利用者に対し、道路交通法(昭和35年法律第105号)、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成25年東京都条例第14号)及び大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場整備に関する条例(昭和63年条例第12号)等自転車による交通安全を遵守させること。
  - (16) その他、広域連携実施協定に規定するもの
- 3 前2項に規定のないものについては、甲及び乙で別途協議するものとする。
- 4 乙は、第2項による役割の一部を、適切に履行ができる第三者に対し、委託することができる。
- 5 乙は、前項の規定により、第三者に委託する場合は、当該第三者の名称及び委託内容等の必要な事項を、甲に書面又は電磁的記録等により事前に報告するものとする。
- (最低限度のサービス水準)
- 第4条 乙は、本サービスの安全かつ快適な利用環境の維持向上を図るため、次に掲げる事項を最低限度のサービス水準として、本事業を実施するものとする。
- (1) 本サービスは、原則として24時間365日利用可能なものとする。
  - (2) 本サービスに使用する自転車は、広域連携が可能な電動アシスト機能付き自転車とすること。
  - (3) サイクルポートは、広域連携が可能なものとし、利用状況、地域バランス等に配

(案)

慮しつつ、区内全域に設置するよう努めること。なお、既設のサイクルポートの運用を停止する場合において、その周辺地区にサイクルポートが配置されていない時は、新たな設置場所の確保を原則とすること。

- (4) サイクルポートの設置数は、前号を考慮し、甲及び乙の必要とする適正規模において、確保及び維持すること。
- (5) 自転車の用意、配置、管理及びメンテナンス（点検、修繕、清掃及びバッテリーの交換を含む。）を行うこと。
- (6) サイクルポート設備の用意、設置、管理及びメンテナンス（点検、修繕及び清掃を含む。）を行うこと。
- (7) サイクルポート用地の管理及びメンテナンス（点検、修繕及び清掃を含む。）を行うこと。
- (8) 故障、損傷その他の理由により、利用できなくなった又は利用上危険な自転車及びサイクルポート設備は速やかに更新すること。
- (9) サイクルポートごとの状況に応じて、適正な自転車配置台数を維持するよう努めること。
- (10) 会員登録、利用方法、事故等緊急連絡その他の利用者からの問合せ又は要望に24時間365日対応すること。
- (11) 本サービスに起因する利用者及び第三者の怪我等の補償及び損害賠償のため、各種損害保険を付保すること。なお、各種損害保険の取扱いについては、損害保険に関する法令、条例、規則その他の規程を遵守するものとする。
- (12) リーフレット、ホームページその他の各種案内媒体を含む本サービスの利用に必要な事項について、海外からの来訪者でも容易に利用できるような環境整備（多言語対応を含む。）を行うこと。
- (13) 自転車の防犯対策及び盗難対策、放置された自転車の回収並びに自転車の放置防止に向けた対策を行うこと。

2 乙は、前項のサービス水準について、継続して向上させるよう努めるものとする。

(料金体系等)

第5条 本サービスの利用料金（会員プラン、基本料金、延長料金、決済方法その他の料金体系をいう。）及び会員登録の方法は、乙が指定する。ただし、その決定及び改定については、事前に甲と乙が協議するものとする。

(収入)

第6条 本サービスの提供の対価として得た収入については、乙に帰属する。

2 乙は、利益の一部について、本サービス向上を図るための財源として活用するよう努める。

(費用負担)

第7条 本事業を実施するに当たり、甲及び乙が負担する費用は次の各号に掲げるとおりとする。

(案)

- (1) 甲が負担する費用は、第3条第1項に規定する甲が行う業務に要する費用とする。
- (2) 乙が負担する費用は、第3条第2項並びに第4条第1項及び第2項に規定する乙が行う業務に要する費用とする。

(公有地の取扱い)

第8条 甲の保有する公有地は、乙が本事業の用途としてのサイクルポート用地として使用することができる。

- 2 前項のサイクルポート用地として使用するための行政上の手続は、原則乙にて申請するものとし、甲は乙の手続について必要に応じた範囲内で協力するものとする。
- 3 前項の申請手続に伴う使用料等及び占用料等については、乙の負担とする。

(サイクルポートの取扱い)

第9条 サイクルポートの設置に伴う地権者及び地域住民等との調整及び、利用、整備その他の管理は、乙が法令等を遵守して誠実に行うものとし、乙の責めに帰すべき事由により当該事項に伴う紛争が発生した場合については、乙の費用及び責任において解決する。ただし、サイクルポートが公有地にある場合、地権者及び地域住民等との調整については甲も協力するものとする。

- 2 甲がサイクルポート用地を目的とする使用申請等の手続を行った公有地を乙が使用する場合、別途甲及び乙で協議をするものとする。
- 3 サイクルポート用地については、甲乙協議し、現地状況や各種条件等を検討したうえで、決定する。

(事業計画)

第10条 乙は、翌年度の方針を定めた単年度の事業計画書（以下「計画書」という。）を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 乙は、計画書を作成するに当たり、自転車の再配置重点拠点及びサイクルポートの設置方針について、事前に甲と協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、計画書に基づき、相互に協力し、誠意をもって本事業を遂行するものとする。
- 4 第1項に規定する計画書の提出期限は、当年度の3月31日とする。
- 5 計画書を変更する必要が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報告)

第11条 乙は、次の各号に掲げる報告を書面又は電磁的記録等にて甲に行うものとする。

(1) 毎月の報告

- ア 各サイクルポート、自転車のメンテナンス及び清掃状況並びに事故発生状況を含む実施状況
- イ 登録者数、利用者数及び利用者の移動データを含む利用状況

(2) 3か月（年度の四半期）毎の報告

- ア 収支状況

(案)

(3) 6か月(年度の半期)毎の報告

ア 個人情報等の管理状況や本業務で利用する情報処理端末の保守・管理状況

(4) 年1回(年度終了後)の報告

ア 当年度の事業実績報告書

イ 交通ルールやマナー啓発の実施や地域貢献等の取組状況

ウ 環境負荷の低減状況など、事業効果を確認するデータ

2 前項に規定する報告書の提出期限は、第1号の報告については当月の翌月末、第2号の報告については各四半期最終月の翌月15日、第3号の報告については各半期最終月の翌月15日、第4号の報告については翌年度の4月25日とする。ただし、当該報告日が大田区の休日を定める条例(平成元年条例第1号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後のその日に最も近い休日でない日をもって提出期限とする。

(損害の賠償責任)

第12条 本サービスに起因して、利用者及び第三者が損害を被った場合、乙が誠実に対応するものとする。この場合において、当該損害が乙の責めに帰すべき事由による場合は、乙はその責任の範囲内にて賠償する。ただし、利用者又は第三者の故意又は過失による場合は、乙からそれらの者に対する損害賠償請求を妨げない。

(守秘義務)

第13条 乙は、本事業の遂行に伴う利用者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、大田区個人情報保護条例(平成10年条例第66号)及び別添「個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項」(令和2年2月4日改正)を遵守しなければならない。

2 甲及び乙は、本事業の遂行に伴い業務上知り得た秘密を、本サービスの利用者の事前の承諾なしに第三者(乙においては親会社である株式会社NTTドコモを除く。)に公表し、又は漏洩してはならない。ただし、第3条第4項に基づき委託先に自己の役割の一部を委託する場合、当該委託の目的に必要な範囲において委託先に開示、提供等を行うことはこの限りではない。

3 前2項については、本事業終了後も遵守しなければならない。

(本事業の停止等)

第14条 本サービスにおける設備の保守のために必要なとき、乙は、甲と協議のうえ、本サービスの提供の全部又は一部を停止することができる。この場合において、緊急を要するときは、乙は、甲との協議を経ないで本サービスを停止することができ、停止したことを直ちに甲に事後報告するものとする。

2 地震、風水害、火災その他の災害等やむを得ない事由により、本サービスの提供が困難なときも、前項と同じとする。

3 甲は、前2項の場合のほか、真にやむを得ない事由により、本事業を中止する必要があると認められるときは、乙に対しその旨を伝え、本サービスの全部又は一部を停止さ

(案)

せることができる。

(本協定の取消し等)

第15条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本協定を取り消し、又は期間を定めて本事業の全部又は一部の停止を相手方に申し入れることができる。この場合において、甲及び乙は正当な理由なく当該申入れを断ることはできない。

- (1) 相手方が正当な理由なく、第3条で定める業務に着手しないとき。
- (2) 相手方の責に帰すべき事由により、第3条に定める自己の業務の適正な遂行が困難であることが明らかに認められるとき。
- (3) 本協定の締結又は履行について、相手方に不正な行為があったとき。
- (4) 相手方が広域連携実施協定、本協定等の規定に基づく協力依頼に応じず、本事業の継続が困難であることが明らかに認められるとき。
- (5) その他、相手方が本協定に定める事項に違反し、相当の期間を定めて催告しても当該期間内に是正されないとき。

(本事業の終了に伴う措置)

第16条 乙は、本事業終了後、本事業のために甲に借り受けた土地又は施設等（以下「土地等」という。）を借受け当初の現状に復し、甲に返還するものとする。

- 2 乙は、土地等を借り受けるに当たっては、前項の規定に適合する契約内容としなければならない。
- 3 第1項の規定に伴う撤去、修復及び原状回復に要する費用は、乙が全額負担する。ただし、事業の停止を理由として、第1項の規定に伴う撤去、修復及び原状回復を要する場合は、責めある当事者が費用を負担する。
- 4 第1項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該設備を撤去せず、又は修復若しくは原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該設備の処分又はポート等の修復若しくは原状回復を行うことができる。この場合においては、乙は甲の処分又は修復若しくは原状回復について異議を申し出ることができず、甲が支出した撤去費用等を全額負担しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 甲及び乙は、本協定に基づき生じる権利又は義務を相手方の許可なく第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第18条 本協定の有効期間は、協定締結日から当年度の3月31日とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項にかかわらず広域連携実施協定が理由の如何にかかわらず終了したとき又は甲が広域連携実施協定の当事者でなくなったときは、本協定は終了するものとする。

(その他)



(案)

第 19 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、広域連携実施協定に定めるところによる。いずれにも定めのない事項については、甲及び乙で協議して定める。

2 本協定の内容を変更する必要があるときは、その都度、甲及び乙で協議して定めるものとする。

甲及び乙は本書を 2 通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区

大田区長 松原 忠義

乙 東京都港区虎ノ門三丁目 8 番 8 号

株式会社ドコモ・バイクシェア

代表取締役社長 武岡 雅則